

# 平成13年度事業計画

社団法人 日本デザイン保護協会

平成13年4月1日～平成14年3月31日

## .基本方針

- (1)デザイン開発等において、必要な公知意匠情報の提供のあり方や利用体制について引き続き検討を進めます。
- (2)意匠権調査、意匠保護に関する情報提供、公知デザインの寄託、デザイン保護に関する研究等の自主事業について、会員等のニーズを踏まえ、より充実させるための検討を行います。
- (3)当協会の活動を通じて、デザインの保護に関する情報を広く普及させるために、新たに賛助会員としての個人の入会を認め、会員の拡大に努めます。
- (4)当協会改組15周年事業として、デザイン保護の記念日を制定し、それに合わせてシンポジウム等を開催することにより、デザイン保護制度の普及に努めます。
- (5)会報「DESIGN PROTECT」の内容を見直し、より魅力のあるものにして読者層の拡大に努めます。
- (6)意匠登録出願のF A 1 2計画推進のために、審査において重要な公知意匠の整備を早期、かつ的確に行い、特許庁の行政協力に万全を期します。

## .事業計画の概要

### 1.意匠関係資料の収集加工及び提供事業

意匠登録出願及び意匠管理に必要な以下の調査業務を行います。

#### 出願事前調査、意匠権調査

出願前に意匠登録の可能性を知るため、又は重複出願を防ぐために出願人の依頼により事前調査を行います。また、商品化にあたって他社の権利を事前にチェックし、侵害の有無を知るために、他社の意匠権情報の調査等を行います。

#### 早期審査等の意匠制度に基づく出願中の意匠に対する調査

「早期審査及び早期審理制度」に基づく申請に必要な先行意匠の調査を行います。

#### 拒絶引例調査

特許庁から意匠登録出願に対する拒絶の理由として引用された意匠を調査、複写し提供します。

#### 意匠関係資料の高度加工

各社のデザイン展開の方向、権利状況、デザイン成熟の度合いなどに基づいて、今後のデザイン開発方向の参考とするために、意匠権相互の関係、デザインの変遷を鳥瞰できる体系図（意匠マップ）の作成を行います。

#### 意匠関係資料の閲覧サービス

各企業の意匠情報の整理、ファイリング等の管理負担を軽減省力化するために、特許庁の審査ファイルなみに意匠公報を分類整備し、その他意匠関係の審判決や文献・論文等を収集・整備し、閲覧に供します。

平成12年1月より意匠公報がCD-ROM化されましたが、会員のニーズを踏まえ、従来通りの紙公報とCD-ROM公報での2本立ての閲覧体制をとっております。

#### 意匠公報等の整備

上記 一 の事業を行うために紙媒体意匠公報等を整備します。

- (a) 紙媒体意匠公報については前年度に引き続き、15年分の公報を小分類単位毎に細分化整備します。
- (b) 昭和61年から保管整備している意匠公報目次を引き続き整備します。
- (c) 1976(昭和51年)年から保管整備している米国オフィシャルガゼットを引き続き整備します。
- (d) 意匠関係の審決、判決及び文献等を継続的かつ体系的に収集・整備します。

## 2. デザインの保護事業

意匠登録出願に至らないデザインに関し保護の強化を図るため、以下の業務を行います。

#### カタログ公知日認定保管

出願に至らなかったデザインについて、第三者による権利化の防止、登録無効理由の立証、新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の証明のために、製品カタログの寄託保管により、公知日の認定・証明を行います。

#### 創作デザイン寄託保管

先使用による通常実施権取得のためのデザイン実施の証明等のため、創作したが意匠登録出願や「意匠公開情報」等による公開にも至らないデザインについての寄託を受け、保管します。

## 3. デザインの保護及び利用に関する調査・研究事業

#### 「意匠研究会」の開催

意匠制度のよりよい発展に寄与するために、有識者で構成された意匠研究会において、デザイン保護に関する内外の法令・判決等の調査・研究と学識交流を図ります。

#### 公知意匠のデータベース化と情報提供についての検討

デザイン開発とデザイン保護への利用を促進するための公知意匠のデータベース化とその情報提供について、平成12年に引き続き、平成13年度も具体的な検討を行います。

また、意匠に関する判決(審決取消訴訟、意匠権侵害訴訟)については、その判示事項を継続して整備しますが、その提供のあり方についても検討を進めます。

#### デザインの保護に関する制度及び運用の調査・研究

内外国の意匠制度のほか、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護に関する制度の調査・研究を行い、特許庁へ情報を提供するとともに、意匠研究会等の検討資料として利用します。

## 4. デザインの保護及び利用に関する指導・相談事業

意匠に関する学識経験者を研究員に委嘱して、意匠登録制度・意匠の保全等について相談事業を行います。

## 5. デザインの保護及び利用に関する講習会・講演会の開催及び図書刊行物の発行事業

当協会改組15周年事業として、デザイン保護の記念日を制定し、それに合わせてシンポジウム等の記念行事を行います。

### デザインの保護及び利用に関する講習会・講演会の開催

デザインの保護及び利用に関する種々のテーマについて、それぞれ専門知識を有する講師を招いて講習会・講演会を開催し、デザイン保護に関する理解を深めます。

### 「意匠公開情報」の発行

出願に至らないデザインの第三者による権利化を防止し、防衛的出願の減少等に資するため、(社)発明協会と共同で「意匠公開情報」誌を定期発行します。

### 会報の発行

- (a) デザインに関する内外国情報の提供及びデザイン保護の理解を深めるため「DESIGN PROTECT」を定期的に発行します。
- (b) 13年度発行の第50号の「DESIGN PROTECT」から、編集方針を見直し、幅広く興味深い内容にすることにより、読者層を拡げデザイン保護の普及を図ります。
- (c) 学識経験者で構成する編集委員会を設置します。

## 6. デザイン保護機関の業務の連絡・調整業務

デザイン保護機関の業務の連絡及び調整を行います。

## 7. 意匠行政への協力事業

意匠行政に協力し、以下の業務を行います。

### 公知資料の意匠分類整備及びDターム付与

内外国の図書・雑誌、カタログ、外国意匠公報等に掲載された公知意匠から審査資料として必要な意匠を抽出し、意匠分類（最小分類）を付与して、各意匠毎の書誌データをCD-Rに入力するとともに、抽出した公知意匠をイメージ入力し、特許庁に納入します。また機械検索に適したターム（Dターム）を意匠審査資料に付与し、フロッピーディスクに入力し、特許庁に納入します。

### 意匠マップの作成

意匠開発の方向や権利の設定状況を容易に把握し、登録の可能性等の検討に資するとともに、新規意匠開発の促進あるいは重複開発の抑制等に役立つ意匠マップを作成します。

### 意匠分類の改正案作成

平成12年度に実施した出願人等に対する意匠分類等の利用実態調査に引き続き、平成13年度は意匠分類の改正案を作成します。

### カタログ等の著作権処理に関する研究

カタログ等の公知意匠をデータベース化し、一般に公開するために必要なカタログ掲載意匠に係る著作物の利用許諾等について、その効率的な契約方法等を研究するため、

産業界（法務、知財、デザイン）出版社、放送界、弁理士等から成る委員会を設置して検討します。

その他